

# 中高年齢者のための 就業支援ガイド 2020

神奈川県産業労働局  
労働部雇用労政課

## 目次

1	あなたが選ぶ「働き方総合ガイド」	
	県の機関が行う求職者支援事業	3
	国の機関が行う職業紹介事業	3
	市や町が行う求職者支援事業	4
	団体等が行う求職者支援事業	12
2	求職活動・職業相談をするには？	
	シニア・ジョブスタイル・かながわ（ジョブスタ）	13
	公共職業安定所（ハローワーク）	17
	ハローワークプラザ	20
	ふるさとハローワーク	20
	その他の就業支援の団体	21
	シルバー人材センター、生きがい事業団	22
	県の労働行政機関	27
	働く人のメンタルヘルス相談室	28
	かながわ総合しごと館 スマイルワーク	29
	地域若者サポートステーション	30
3	仕事のためのスキルを身につけるには？	
	人材育成支援センター	31
	東部総合職業技術校二俣川支所	31
	県立総合職業技術校	32
	横浜市中心職業訓練校	33
4	起業・創業を目指すには？	
	（公財）神奈川産業振興センター	34
	神奈川県後継者バンク	34
5	公的制度の内容を知るには？	
	雇用保険制度	35
	公的年金制度	46
	年金事務所	54
	求人企業を探すために、インターネットを利用しましょう！	57
	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」について	58

## 1 あなたが選ぶ「働き方総合ガイド」

多様な働き方を支援するため、県や国、市町村、民間団体等が行っている、施設や事業の紹介です。あなたのご希望は？

### 県の機関が行う求職者支援事業

#### ■シニア・ジョブスタイル・かながわ（ジョブスタ）

中高年齢者の多様な働き方を支援するため、キャリアカウンセリングや、専門相談を行うとともに、国の職業相談・職業紹介のサービスを実施しています。

→詳しくは 13 ページへ

#### ■総合職業技術校、人材育成支援センター

職業能力開発に関する情報提供を行うとともに、職業訓練及び民間教育訓練機関等を活用した委託訓練『即戦力』を実施しています。

→詳しくは 31 ページへ

### 国の機関が行う職業紹介事業

#### ■公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省の直轄機関で、職業相談・職業紹介、雇用保険の給付、職業訓練の受講のあっせん、事業主に対する助成金等、雇用についての総合的なサービスを提供しています。

→詳しくは 17 ページへ

#### ■ハローワークプラザ

ハローワークの付属機関で、ハローワークに寄せられた求人情報の提供、職業相談と紹介を行っています。

→詳しくは 20 ページへ

#### ■ふるさとハローワーク

ハローワークの設置されていない地域における地域住民の就職促進を図るため、地方公共団体との協力の下に、職業相談・紹介サービスを提供しています。

→詳しくは 20 ページへ

### 市や町が行う求職者支援事業

#### ■横浜市

就職支援に関する情報の案内や個別相談、就職支援セミナー等をとおして就職活動をサポートしていく、市民向けの総合案内窓口である「横浜市就職サポートセンター」の運営のほか、労働局・ハローワーク等との共催による合同就職面接会等を実施しています。

また、横浜しごと支援センターでは、「就業相談」や「キャリアカウンセリング」等を実施するとともに、横浜市中央職業訓練校では、離職者や就職困難者を対象とした職業訓練を実施し、就労に向けた支援を行っています。

市内在住のおおむね 60 歳以上の高齢者に対し、横浜市シルバー人材センターでは、臨時的かつ短期的な就業または軽易な業務に係る就業の機会を提供しています。ご利用には会員登録が必要です。

（問合せ先）横浜市経済局雇用労働課（雇用・就業支援担当）

電話 (045) 671-2343 FAX (045) 664-9188

横浜市就職サポートセンター

電話 (0120) 915-574

横浜しごと支援センター

電話 (045) 681-6512 FAX (045) 641-9775

横浜市中央職業訓練校

電話 (045) 664-6825 FAX (045) 664-2081

公益財団法人 横浜市シルバー人材センター

電話 (045) 847-1800 FAX (045) 847-1716

#### ■川崎市

①川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」

就職に関する総合相談窓口として、求職者へ個別カウンセリングを行い、ニーズに応じた職業を紹介する「就業マッチング事業」、テーマ別や女性・ミドル・シニア等の対象別の「就職準備セミナー」、就職氷河期世代（概ね 35 歳～54 歳）を対象とした就職相談窓口等、就職に向けた支援を行っています。

## ②川崎市シルバー人材センター

市内在住の原則として 60 歳以上の方で健康で働く意欲のある高齢者を対象に、臨時的・短期的又は軽易な仕事等を、民間の事業所や家庭から請け負い、その仕事を希望する高齢者に提供しています。ご利用には会員登録が必要です。

### (問合せ先)

#### ① について 川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」

電話 (044) 811-6088 (月～土 9 時～17 時 (火) 20 時まで)

電話 0120-95-3087 (月～金 9 時～17 時)

※祝日、年末年始は除く

#### ②について (公財) 川崎市シルバー人材センター本部事務所

電話 (044) 222-6886

(公財) 川崎市シルバー人材センター南部事務所

(川崎、幸、中原区担当)

電話 (044) 222-1550

(公財) 川崎市シルバー人材センター中部事務所

(高津、宮前区担当)

電話 (044) 822-5031

(公財) 川崎市シルバー人材センター北部事務所

(多摩、麻生区担当)

電話 (044) 980-0131

## ■相模原市

### ①相模原市総合就職支援センター

専門の相談員が仕事探しに関する様々な相談をお受けしながら、独自に開拓した市内求人情報を紹介する「相模原市就職支援センター」や、全国の求人情報の検索のほか、職業相談・職業紹介を行う「ハローワーク職業紹介・相談コーナー」等がございます。

ご利用時間:月曜日から金曜日、第 2・4 土曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前 8 時 30 分から午後 5 時

## ②相模原市シルバー人材センター

高齢者の生きがいと仲間づくりを目的とし、市内に居住する、原則として 60 歳以上の健康で働く意欲のある方へ就業機会の確保・提供を行っています。

ご利用には会員登録が必要となります。

業務時間:月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

### (問合せ先) ①について 相模原市就職支援センター

電話 (042) 700-1618

#### ②について (公社) 相模原市シルバー人材センター

電話 (042) 754-1177

## ■横須賀市

### ①職業技術校等就学者奨励金

県立総合職業技術校及び神奈川県障害者能力開発校等に就学(1 年または 2 年以内)する市民に、入校時/修了時にそれぞれ奨励金を支給します。

### ②シルバー人材センター

原則として市内在住で 60 歳以上の方に「臨時的かつ短期的なもの」または「その他の軽易な業務」に係る就業機会を提供しています。

### (問合せ先) ①について 横須賀市経済部経済企画課

電話 (046) 822-9523 FAX (046) 827-0164

#### ②について (公社) 横須賀市シルバー人材センター

電話 (046) 822-1337 FAX (046) 822-1340

## ■平塚市

### ①個別就労相談

毎月 2 回、平塚市勤労会館においてキャリアコンサルタントが求職者の就職に関する相談に応じています。

### ②企業合同就職面接会

年 1 回、ハローワーク等の関係機関と連携し、企業合同就職面接会を実施しています。

- (問合せ先) ①について 平塚市勤労会館  
電話 (0463) 32-3355 FAX (0463) 31-3266  
②について 平塚市産業振興課  
電話 (0463) 21-9758 FAX (0463) 35-8125

#### ■鎌倉市

＜生涯現役促進地域連携事業＞

シニアの雇用機会確保として、健康で意欲と能力のある限り年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の構築を目指して厚生労働省が立ち上げました。

鎌倉でも市が中心となり協議会(セカンドライフかまくら)を立ち上げ、相談窓口の設置、就業を支援する各種のセミナー、企業との合同就職説明会等を行っています。

(問合せ先) 鎌倉市商工課勤労者福祉担当

電話 (0467) 61-3853 (直通) FAX (0467) 23-7505 (代表)

#### ■藤沢市

- ①ハローワーク藤沢、鎌倉市、茅ヶ崎市、寒川町及び各市町の商工会議所・商工会と連携して湘南合同就職面接会を実施し、求職者に就職機会の場の提供を行っています。
- ②中高年齢者を対象に、転職・再就職やスキルアップのための自己理解、定年後のキャリアデザインを支援する講座を実施しています。

(問合せ先)

- ①について 藤沢市経済部産業労働課労政担当  
電話 (0466) 50-8222 FAX (0466) 50-8419
- ②について 藤沢市労働会館 (Fプレイス)  
電話 (0466) 26-7811 FAX (0466) 90-4601

#### ■小田原市

平成30年7月から、シニア世代の雇用機会確保の施策のひとつとして厚生労働省が実施する「生涯現役促進地域連携事業」を受託して、シニア世代の就労促進に取り組んでいきます。

##### ①シニアバンク

シニア世代の更なる活躍の場・いきがいくりの場の創出のため、「元気・活力のあるシニア世代」(概ね60歳以上の個人・団体)と地域・行政・民間等様々な「活躍の場・いきがいくりの場」(就労に限らずボランティア等幅広く)を登録していただき、ホームページ等で情報提供するとともに、相互のニーズに応じてマッチングを行う制度です。

##### ②各種セミナーの開催

- ・具体的にやりたいことが決まっていない方や、これからセカンドライフを迎える方の、自身のセカンドライフの過ごし方について考えるきっかけとなる「生涯現役普及啓発セミナー」の開催
- ・「観光」「農林漁業」「福祉」分野の職業体験を中心に、具体的に就業を検討している方を後押しする「セカンドライフ応援セミナー」の開催

##### ③セカンドライフ応援窓口

就業を希望するシニアとシニアの力を必要とする事業者を対象とした相談窓口を開設して、相互のニーズに応じてマッチングを行います。

(問合せ先) 小田原市生涯現役推進協議会

(小田原市企画部企画政策課内)

電話 (0465) 33-1318 FAX (0465) 33-1286

#### ■茅ヶ崎市

茅ヶ崎市勤労市民会館で、個別キャリアカウンセリングや就職・転職に関する相談及び各種再就職活動支援セミナー・講座を実施し、就職活動を側面的に支援しています。

また、ハローワーク藤沢と共同運営の同会館2階にある「茅ヶ崎市ふるさとハローワーク」では、求人検索機による求人票の閲覧と職業相談・紹介を行っています。

(問合せ先) 茅ヶ崎市経済部雇用労働課  
電話 (0467) 82-1111 FAX (0467) 57-8377  
茅ヶ崎市勤労市民会館  
電話 (0467) 88-1331 FAX (0467) 88-2922  
茅ヶ崎市ふるさとハローワーク  
電話 (0467) 86-0562

### ■三浦市

原則毎月第2金曜日に三浦市勤労市民センターにおいて、横須賀公共職業安定所から職員を相談員として派遣していただき、就職相談・職業相談・職業紹介を行っています。13時00分から16時30分まで(16時00分受付終了)

(問合せ先) 三浦市経済部観光商工課  
電話 (046) 882-1111 内線 77344 FAX (046) 882-5010

### ■秦野市

「秦野市ふるさとハローワーク」を秦野駅前農協ビル3階に設置し、ハローワーク松田と共同して運営しています。求人検索機による求人票の閲覧、職業紹介や職業相談を行うほか、「求職者就職支援個別カウンセリング」を月4回程度、水曜日に実施しています。(対象:18歳以上)

(問合せ先) 秦野市環境産業部産業振興課  
電話 (0463) 82-9646 FAX (0463) 82-6256  
秦野市ふるさとハローワーク  
電話 (0463) 84-0810 FAX (0463) 82-2810

### ■大和市

大和市では、就職・転職に関する個別相談や各種セミナー、ハローワーク大和と連携した就職活動支援セミナー等を定期的に開催し、就職活動を支援しています。

また、大和市シルバー人材センターでは、市内在住の原則として60歳以上の方に民間企業や一般家庭、公共団体等から依頼された臨時的・短期的な仕事を提供しています。センターで就業するためには、会員登録が必要です。

(問合せ先) 大和市市民経済部産業活性化課  
電話 (046) 260-5135 FAX (046) 260-5138  
(公社) 大和市シルバー人材センター  
電話 (046) 263-8600 FAX (046) 264-5538

### ■伊勢原市

伊勢原市ふるさとハローワークでは、ハローワーク平塚の求人情報を公開し、求職者の皆様に職業の紹介、相談、あっせんを行っています。相談員が相談相手となって、就職のお手伝いをします。また、伊勢原市ふるさとハローワークに設置されているパソコンからも求人情報を検索できます。

相談日:月曜日から金曜日(祝日・年末年始は休み)  
相談時間:9時から16時30分  
場所:伊勢原市伊勢原2-7-31 伊勢原シティプラザ5階  
電話:(0463) 95-5652 (伊勢原ふるさとハローワーク)

(問合せ先) 伊勢原市商工観光課  
電話 (0463) 94-4732 FAX (0463) 95-7613

### ■綾瀬市

#### ①ジョブスポットあやせ

綾瀬市役所事務棟1階にある「ジョブスポットあやせ」では、ハローワーク大和と連携して、求人検索機による求人検索や職業相談・職業紹介を行っています。

また、就職セミナーも開催しています。  
ご利用時間:月曜日から金曜日(祝祭日を除く)  
8時30分から17時(12時から13時はお昼休み)

#### ②綾瀬市アクティブ・シニア応援窓口

市内在住の60歳以上の方を対象に、キャリアカウンセラーが、希望職種や就労形態のヒアリング等個別相談を行いながら、企業訪問やハローワーク情報から収集した求人を紹介します。

また、希望に応じて履歴書の作成支援や模擬面接等も行います。  
ご利用時間:月曜日から金曜日(祝祭日を除く)  
9時から17時(予約優先)

### ③綾瀬市シルバー人材センター

市内在住の原則として60歳以上の方を対象に、臨時的・短期的又は軽易な仕事等を、民間の事業所や家庭から請け負い、その仕事を希望する高齢者に提供しています。ご利用には会員登録が必要です。

業務時間：月曜日から金曜日（祝祭日を除く）

8時30分から17時

#### （問合せ先）

##### ①について 綾瀬市工業振興企業誘致課

電話（0467）70-5661 FAX（0467）70-5701

##### ②について 綾瀬市高齢介護課

電話（0467）70-5616 FAX（0467）70-5702

##### ③について （公社）綾瀬市シルバー人材センター

電話（0467）70-3088

### ■寒川町

ハローワーク藤沢、鎌倉市、茅ヶ崎市、寒川町及び各市町の商工会議所・商工会と連携して湘南合同就職面接会を実施し、求職者に就職機会の場の提供を行っています。

また、ハローワークの求人情報を閲覧できるパソコンを寒川町役場本庁舎1Fに設置しています。

#### （問合せ先）寒川町環境経済部産業振興課

電話（0467）74-1111 FAX（0467）74-2833

### ■愛川町

毎月第2木曜日、庁舎1階町政情報コーナーにおいて、厚木公共職業安定所職員を相談員とした「就労相談会」を開催しています。（開催時間は13時から15時まで）

また、ハローワークの求人情報を閲覧できるパソコンを設置しています。

#### （問合せ先）愛川町環境経済部商工観光課

電話（046）285-2111 内線3524 FAX（046）286-5021

---

## 団体等が行う求職者支援事業

---

### ■シルバー人材センター・生きがい事業団

国・県・市町村の支援を受けながら、原則として60歳以上の健康で働く意欲のある方を会員として、働くことを通じて生きがいを見だし、地域社会に貢献しようとする法人又は任意の団体です。

企業、公共団体、家庭等から依頼された仕事を引き受けて、会員に対して就業機会を提供します。

→詳しくは22ページへ

### ■公益財団法人 産業雇用安定センター 神奈川事務所

「失業なき労働移動」をめざして、全国47都道府県で業種・地域・企業系列を超えて企業間の出向・移籍の斡旋を無料で行っています。

（問合せ先）電話（045）680-1231 FAX（045）681-0240

### ■かながわ福祉人材センター

神奈川県からの委託により、神奈川県社会福祉協議会が運営しています。福祉・介護に関する職業紹介や、福祉の仕事を理解するための各種事業のほか、就職活動や福祉関連の資格取得等の相談に応じています。

（問合せ先）電話（045）312-4816（直） FAX（045）313-4590

## 2 求職活動・職業相談をするには？

### ■シニア・ジョブスタイル・かながわ（ジョブスタ）



シニア・ジョブスタイル・かながわは、中高年の方の多様な働き方を応援するため、神奈川県が設置している施設です。国の機関であるハローワークと連携し、キャリアカウンセリングから職業紹介まで、40歳以上のみなさんを支援します。

#### シニア・ジョブスタイル・かながわのご案内

##### 利用時間

月曜日から土曜日 9時30分から18時

（受付は終了時間の30分前までをお願いします。）

詳細はお問合せください。）

※日曜日・祝日・年末年始は休業

※ご利用は無料

※求人検索及び職業相談・職業紹介については、土曜日は17時までのご利用となっております（受付は終了時間の30分前まで。求人検索機のメンテナンス等でご利用いただけない場合もございます。）。



##### 住所

〒220-0004

横浜市西区北幸1-11-15 横浜S Tビル5階

（横浜駅西口から徒歩8分）

（問合せ先）電話（045）412-4123

【URL】<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/cnt/f70015/>

### ○総合相談（キャリアカウンセリング）

経験豊かなキャリアカウンセラーが1対1でお話を伺い、企業への就職だけでなく、地域活動や社会貢献を重視した働き方等、あなたに合った働き方をみつけていただくために、きめ細かく支援します。（予約制）

### ○プラチナ世代専用窓口

65歳以上の方向けにプラチナ世代専用窓口を設置し、経験豊富なキャリアカウンセラーが、担当制により、来所者一人ひとりのライフスタイルや働き方の希望を踏まえた相談に対応し、アドバイスを行います。

初回には65歳以上の方向けの就職事例集などの情報資料を差し上げます。

#### **ジョブスタのキャリアカウンセリングの特長**

##### ◎「初めの一步」からアドバイス

就職準備、進め方、具体的活動方法等、就職活動の第一歩から一緒に考えていきます。職務経歴等の棚卸し、求人情報の探し方、履歴書、職務経歴書等の作成方法、面接対策等のアドバイスをいたします。

##### ◎じっくり相談

相談時間は1回50分程度、落ち着いた雰囲気での相談できます。

##### ◎担当カウンセラー制

同じカウンセラーが継続して担当し、就職まで二人三脚で応援します。

### ○職業相談・職業紹介

求人情報の提供及び職業相談・職業紹介を行います。ハローワークの求人検索機が設置されており、全国のハローワーク求人の中からお仕事を探すことができます。また、紹介状を発行し、面接日・面接時間等の調整も行います。

※雇用保険失業給付の手続きは行っておりません。お近くのハローワークへご相談ください。

### ○専門相談

起業・創業、年金・税金や福祉のしごとに関する具体的な相談に、それぞれ専門の相談員が対応します。（予約制）

曜日	火		木
内容	働く人の年金・税金	福祉のしごと	起業・創業
時間等	13時から17時／ 第3火曜日	13時30分から16時30分／ 第1・2・4火曜日	10時から17時／ 第2・4木曜日

### ○職業訓練相談

「新たな職業能力を身につけて再就職先を探したい」等の相談に対し、公共職業訓練のご案内や、各種セミナーの情報提供を行います。

### ○生活支援相談

求職活動をしている方で、生活資金等の不安を感じている方に、各種公的生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報の提供や相談を行います。申し込みの手続きは、担当する各機関の窓口となります。

### ○多様な働き方の情報提供

再就職、起業・創業、NPO・ボランティア活動等、多様な働き方を応援する情報を提供します。

### ○適性診断（1回30分から60分程度）

適性診断ソフトを活用して、どんな仕事に向いているのか、どんな仕事に関心があるのか等、職業の適性を診断します。

### ○セミナー

中高年向けの再就職の心構えや職務経歴書の書き方・面接対策を中心とした実践的な再就職支援セミナーや、ライフキャリアプランやマネープランを学ぶセカンドライフセミナー等を実施します。

※このセミナーは就職先をあっせんするセミナーではありません。

※各セミナーとも申込期間が設定されております。申込方法等の詳細はホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/cnt/f70015/>) をご覧いただくか、下記までお問合せください。

(問合せ先) 神奈川県雇用労政課雇用対策グループ  
電話 (045) 210-5744

### ○地域出張総合相談（中高年のための働き方相談）

4か所の県合同庁舎（横須賀・平塚・小田原・厚木）を会場に、毎月各1回、地域出張総合相談を開催します。開催日、申込方法等の詳細は、ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/cnt/f70015/>) をご覧ください。



## ■公共職業安定所（ハローワーク）

豊富な求人情報を用意しています。お仕事探しは、住所地の管轄にかかわらず、全国どこのハローワークも利用でき、簡単な操作のパソコンで全国の求人情報が調べられます。職業訓練や各種の講習会の案内等役立つ資料も提供しています。また、就職までのステップに合わせて各種支援を行っています。お仕事探しは、ぜひハローワークにご相談ください。

所名	所在地	電話	管轄区域
横浜	〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル	(045) 663-8609	横浜市のうち神奈川区、 西区、中区、南区、 港南区、保土ヶ谷区、 旭区、磯子区
マザーズ ハローワ ーク横浜	〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 ST ビル 16 階	(045) 410-0338	※子育てをしながら早期に 就職しようとする方等を対 象に、求人情報や地域の保育 情報の提供、職業相談、職業 紹介を行います。(雇用保険 業務等はいりません)
横浜港 労働 出張所	〒231-0002 横浜市中区海岸通 4-23	(045) 201-2031	※港湾、日雇労働者の職 業紹介（一般の職業相 談・紹介・雇用保険業務 等はいりません)
港北	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎 1 階	(045) 474-1221	横浜市のうち港北区、 緑区、都筑区、青葉区
戸塚	〒244-8560 横浜市戸塚区戸塚町 3722	(045) 864-8609	横浜市のうち戸塚区、 栄区、泉区、瀬谷区

所名	所在地	電話	管轄区域
横浜南	〒236-8609 横浜市金沢区寺前 1-9-6	(045) 788-8609	横浜市のうち金沢区、 横須賀市のうち船越町、 港が丘、田浦港町、 田浦町、田浦大作町、 田浦泉町、長浦町、 箱崎町、鷹取町、 湘南鷹取、追浜本町、 夏島町、浦郷町、 追浜東町、追浜町、 浜見台、追浜南町、 逗子市、三浦郡
川崎	〒210-0015 川崎市川崎区南町 17-2	(044) 244-8609	川崎市のうち 川崎区、幸区、 横浜市のうち鶴見区
川崎北	〒213-0011 川崎市高津区久本 3-5-7 新溝ノロビル 4 階	(044) 777-8609	川崎市のうち多摩区、 高津区、宮前区、麻生区、 中原区
横須賀	〒238-0013 横須賀市平成町 2-14-19	(046) 824-8609	横須賀市（横浜南公共職 業安定所の管轄区域を 除く）、三浦市
平塚	〒254-0041 平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎 1・2 階	(0463) 24-8609	平塚市、伊勢原市、中郡
小田原	〒250-0012 小田原市本町 1-2-17	(0465) 23-8609	小田原市、足柄下郡

所名	所在地	電話	管轄区域
藤沢	〒251-0054 藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 1・2 階	(0466) 23-8609	藤沢市、鎌倉市、 茅ヶ崎市、高座郡
相模原	〒252-0236 相模原中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 1 階	(042) 776-8609	相模原市
相模大野 職業相談 コーナー	〒252-0303 相模原市南区相模大野 3-11-7 相模大野 B & V ビル 5 階	(042) 862-0040	ハローワーク相模原の付 属施設でハローワークに寄せ られた求人情報の提供、職業 の相談と紹介を行っていま す。(雇用保険業務等はい ません)
マザーズ ハローワ ーク 相模原	〒252-0303 相模原市南区相模大野 3-11-7 相模大野 B & V ビル 6 階	(042) 862-0042	※子育てをしながら早期に 就職しようとする方等を対 象に、求人情報や地域の保育 情報の提供、職業相談、職業 紹介を行います。
厚木	〒243-0003 厚木市寿町 3-7-10	(046) 296-8609	厚木市、座間市、 海老名市、愛甲郡
大和	〒242-0018 大和市深見西 3-3-21	(046) 260-8609	大和市、綾瀬市
松田	〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領 2037	(0465) 82-8609	秦野市、南足柄市、 足柄上郡

【URL】 <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-hellowork/>

### ■ハローワークプラザ

ハローワークの付属機関でハローワークに寄せられた求人情報の提供、  
職業の相談と紹介を行っています。(雇用保険業務等はいりません)

名称	所在地	電話
ハローワークプラザ よこはま (ハローワーク横浜)	〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 S T ビル 1 階	(045) 410-1010
ハローワークプラザ 新百合ヶ丘 (ハローワーク川崎北)	〒215-0004 川崎市麻生区万福寺 1-2-2 新百合ヶ丘トウエンティワン 1 階	(044) 969-8615
ハローワークプラザ湘南 (ハローワーク藤沢)	〒252-0804 藤沢市湘南台 1-4-2 ピノスビル 6 階	(0466) 42-1616

### ■ふるさとハローワーク

市町村との協力の下に地域の方を対象の中心として、地域に密着した求  
人情報提供及び職業相談・紹介を行っています。(雇用保険業務等はいり  
ません)

名称	所在地	電話
茅ヶ崎市ふるさと ハローワーク	〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 13-32 茅ヶ崎市勤労市民会館 2 階	(0467) 86-0562
伊勢原市ふるさと ハローワーク	〒259-1131 伊勢原市伊勢原 2-7-31 伊勢原シティプラザ 5 階	(0463) 95-5652
秦野市ふるさと ハローワーク	〒257-0051 秦野市今川町 1-3 秦野駅前農協ビル 3 階	(0463) 84-0810

## ■その他の就業支援の団体

次の団体が、職業相談等の就業支援を行っています。

名称	所在地	電話
(一財) 神奈川県駐労福祉センター 無料職業紹介所 (駐留軍関係離職者対象)	〒252-1104 綾瀬市大上 1-28-34	(0467) 38-6661
(公財) 神奈川県労働福祉協会 寿労働センター無料職業紹介所 (日雇労働者等対象)	〒231-0026 横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働プラザ 1階	(045) 662-5861

## ■シルバー人材センター・生きがい事業団

原則として 60 歳以上の健康で働く意欲のある方であれば、どなたでも会員になります。入会の手続き等は、住所地の各センター・事業団に問合せください。

### ○シルバー人材センター

名称	所在地	電話
公益財団法人 横浜市シルバー人材センター 本部事務所	〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 オフィスタワー13階	(045) 847-1800
公益財団法人 横浜市シルバー人材センター 神奈川事務所 (鶴見、神奈川、港北区担当)	〒221-0063 横浜市神奈川区立町 20-1 横浜市うらしま荘 2階	(045) 402-4832
公益財団法人 横浜市シルバー人材センター 南事務所 (西、中、南区担当)	〒232-0041 横浜市南区睦町 1-15-15 睦町市街地住宅 2階	(045) 721-0600
公益財団法人 横浜市シルバー人材センター 港南事務所 (港南、戸塚、泉区担当)	〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 オフィスタワー13階	(045) 342-9600
公益財団法人 横浜市シルバー人材センター 保土ヶ谷事務所 (保土ヶ谷、旭、瀬谷区担当)	〒240-0006 横浜市保土ヶ谷区星川 1-4-10 ハイツリヴァ・スター 1階	(045) 331-1780
公益財団法人 横浜市シルバー人材センター 磯子事務所 (磯子、金沢、栄区担当)	〒235-0045 横浜市磯子区洋光台 5-7-5	(045) 832-3511
公益財団法人 横浜市シルバー人材センター 緑事務所 (緑、青葉、都筑区担当)	〒226-0019 横浜市緑区中山 2-1-1 ハーモニーみどり 2階	(045) 935-0677

名称	所在地	電話
公益財団法人 川崎市シルバー人材センター 本部事務所	〒210-0026 川崎市川崎区堤根 34-15 ふれあいプラザかわさき 1階	(044) 222-6886
公益財団法人 川崎市シルバー人材センター 南部事務所（川崎、幸、中原区担当）	〒210-0026 川崎市川崎区堤根 34-15 ふれあいプラザかわさき 1階	(044) 222-1550
公益財団法人 川崎市シルバー人材センター 中部事務所（高津、宮前区担当）	〒231-0001 川崎市高津区溝口 5-15-6	(044) 822-5031
公益財団法人 川崎市シルバー人材センター 北部事務所（多摩、麻生区担当）	〒215-0021 川崎市麻生区上麻生 4-56-8	(044) 980-0131
公益社団法人 相模原市シルバー人材センター 本部事務所	〒252-0236 相模原市中央区富士見 4-3-1	(042) 753-7373
公益社団法人 相模原市シルバー人材センター 中央事務所（中央区担当）	〒252-0236 相模原市中央区富士見 4-3-1	(042) 754-1177
公益社団法人 相模原市シルバー人材センター 南事務所（南区担当）	〒252-0303 相模原市南区相模大野 8-9-6	(042) 745-2158
公益社団法人 相模原市シルバー人材センター 緑事務所（緑区担当）	〒252-0105 相模原市緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所内	(042) 783-1313
公益社団法人 相模原市シルバー人材センター 津久井連絡所	〒252-0157 相模原市緑区中野 218-1	(042) 780-1872
公益社団法人 相模原市シルバー人材センター 相模湖連絡所	〒252-0171 相模原市緑区与瀬 1183-2 相模湖ふれあいパーク 2階	(045) 684-3126

名称	所在地	電話
公益社団法人 相模原市シルバー人材センター 藤野連絡所	〒252-0184 相模原市緑区小淵 2000 藤野総合事務所内	(042) 686-6505
公益社団法人 横須賀市シルバー人材センター	〒238-0041 横須賀市本町 2-1 総合福祉会館 8階	(046) 822-1337
公益財団法人 平塚市生きがい事業団	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-2-2	(0463) 33-2335
公益社団法人 鎌倉市シルバー人材センター	〒248-0027 鎌倉市笛田 1-10-1	(0467) 38-1881
公益財団法人 藤沢市まちづくり協会 シルバー人材センター	〒251-0021 藤沢市鶴沼神明 1-3-18	(0466) 27-1100
公益社団法人 小田原市シルバー人材センター	〒256-0816 小田原市酒匂 2-32-15	(0465) 49-2333
公益社団法人 茅ヶ崎市シルバー人材センター	〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂 1-4-8	(0467) 85-7425
公益社団法人 三浦市シルバー人材センター	〒238-0242 三浦市東岡町 1-23	(046) 882-3473
公益社団法人 秦野市シルバー人材センター	〒257-0054 秦野市緑町 16-3 秦野市保健福祉センター 3階	(0463) 84-3311
公益社団法人 厚木市シルバー人材センター	〒243-0005 厚木市松枝 2-5-17 厚木市生きがいセンター内	(046) 224-9585
公益社団法人 大和市シルバー人材センター	〒242-0018 大和市深見西 1-2-17	(046) 263-8600
公益社団法人 伊勢原市シルバー人材センター	〒259-1131 伊勢原市伊勢原 2-7-31 伊勢原シティプラザ 1階	(0463) 92-8801

名称	所在地	電話
公益社団法人 海老名市シルバー人材センター	〒243-0410 海老名市杉久保北 2-3-4 高齢者生きがい会館内	(046) 237-3001
公益社団法人 座間市シルバー人材センター	〒252-0002 座間市小松原 1-45-21	(046) 254-5361
公益社団法人 南足柄市シルバー人材センター	〒250-0113 南足柄市岩原 1016-1 おかもと福祉館内	(0465) 72-0789
公益社団法人 綾瀬市シルバー人材センター	〒252-1116 綾瀬市落合北 7-1-20	(0467) 70-3088
一般社団法人 葉山町シルバー人材センター	〒240-0111 三浦郡葉山町一色 1503-2 葉山町保健センター内	(046) 877-1555
公益社団法人 寒川町シルバー人材センター	〒253-0102 高座郡寒川町小動 982-2	(0467) 74-7622
一般社団法人 大磯町シルバー人材センター	〒259-0103 中郡大磯町虫窪 7	(0463) 70-6241
一般社団法人 二宮町シルバー人材センター	〒259-0132 中郡二宮町緑が丘 1-10-6	(0463) 71-0681
一般社団法人 中井町シルバー人材センター	〒259-0153 足柄上郡中井町比奈窪 104-1	(0465) 80-0021
一般社団法人 大井町シルバー人材センター	〒258-0019 足柄上郡大井町金子 1964-1	(0465) 83-8014
一般社団法人 松田町シルバー人材センター	〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領 17-2	(0465) 82-4227
一般社団法人 山北町シルバー人材センター	〒258-0113 足柄上郡山北町山北 2041	(0465) 75-3219
公益社団法人 開成町シルバー人材センター	〒258-0026 足柄上郡開成町延沢 656-1	(0465) 83-6369

名称	所在地	電話
一般社団法人 箱根町シルバー人材センター	〒250-0408 足柄下郡箱根町強羅 1320-185	(0460) 82-5115
一般社団法人 湯河原町シルバー人材センター	〒259-0313 足柄下郡湯河原町鍛冶屋 376-1 鍛冶屋会館内	(0465) 46-9780
公益社団法人 愛川町シルバー人材センター	〒243-0392 愛甲郡愛川町角田 251-1 愛川町役場庁舎分館内	(046) 284-5023

#### ○生きがい事業団（高齢者事業団）

名称	所在地	電話
真鶴町生きがい事業団	〒259-0201 足柄下郡真鶴町真鶴 1789 荒井城址公園管理事務所内	(0465) 68-5354
清川村生きがい事業団	〒243-0112 愛甲郡清川村煤ヶ谷 2786	(046) 288-2651

#### ○公益社団法人 神奈川県シルバー人材センター連合会

県内各市町村にある上記シルバー人材センター及び生きがい事業団についての普及啓発をすすめ、高年齢者の臨時・短期的又はその他軽易な業務にかかる就業機会を確保し、及び高年齢者に対して組織的に提供することを目的とし、職業紹介事業や講習等を行っています。

所在地	電話
〒231-0026 横浜市中区寿町 1-4（かながわ労働プラザ 6階）	(045) 633-5432 FAX (045) 633-5433 【URL】 <a href="https://www.k-sjc.com/">https://www.k-sjc.com/</a>

#### ○公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

【URL】 <http://www.zsjc.or.jp/>

## ■ 県の労働行政機関

かながわ労働センター及び各支所では、労働相談をはじめとして労働講座、労働環境の改善への助言、労働情報の発信等幅広い労働行政を地域において展開しています。

相談窓口	所在地	電話	担当区域
かながわ労働センター	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	(045) 662-6110 (直) (045) 633-6110 (代)	横浜市、横須賀市、 鎌倉市、逗子市、 三浦市、葉山町
【出張労働相談】 県横須賀合同庁舎内	毎週火曜日 横須賀市日の出町2-9 -19	(046) 823-0210 (代)	
【女性労働相談】 かながわ総合しごと館 スマイルワーク内	毎週金曜日 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階 マザーズハローワーク横浜 内	電話相談専用番号 (045) 320-0335 ※第1・2・3・5金曜日	※女性職員による相談 第1・2・3・5金曜日 8時30分から12時、 13時から17時15分 ※女性弁護士による相談 (要予約・面接相談のみ) 第4金曜日13時から16時 (7月は31日) (予約・問合せ先: かながわ労働センター (045) 662-6110)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階	(044) 833-3141	川崎市
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2 階	(046) 296-7311	相模原市、厚木市、 大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、 愛川町、清川村
【出張労働相談】 相模原市中央区役所 市民相談室	毎週木曜日 相模原市中央区中央 2-11-15	(042) 769-8230	

相談窓口	所在地	電話	担当区域
【女性労働相談】 マザーズハローワー ク相模原内	毎月第3木曜日 相模原市南区相模大野 3-11-7 相模大野B&Vビル6 階マザーズハローワー ク相模原内		※女性弁護士による相談 (要予約・面接相談のみ) 第3木曜日13時から16時  (予約・問合せ先: かながわ労働センター 県央支所 (046) 296-7311)
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	(0463) 22-2711 (代)	平塚市、藤沢市、 小田原市、茅ヶ崎市、 秦野市、伊勢原市、 南足柄市、寒川町、 大磯町、二宮町、 中井町、大井町、 松田町、山北町、 開成町、箱根町、 真鶴町、湯河原町
【出張労働相談】 県小田原合同庁舎内	毎週水曜日 小田原市荻窪350-1	(0465) 32-8000 (代)	
【出張労働相談】 県足柄上合同庁舎内	毎月第3金曜日 足柄上郡開成町吉田島 2489-2	予約先:湘南支所 (0463) 22-2711 (代) ※要予約・来所のみ	

\* 祝・休日、年末年始を除く。

## ■ 働く人のメンタルヘルス相談室

ご本人だけでなく、家族、会社の同僚・上司の方からの仕事や職場の人間関係の悩みや、退職後の職場復帰への不安等について、専門のカウンセラーが無料で面接、相談に応じています。電話で事前に予約してください。

相談窓口	相談日	相談時間	予約・問合せ
かながわ労働センター	第1から 第4火曜日 (祝・休日、年末 年始を除く)	13時30分から 16時30分 (要予約・面談のみ)	(045) 633-6110 (代) 内線 2718 予約電話受付時間 8時30分から12時、 13時から17時15分

【URL】 <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/soudan/mental.html>

## ■かながわ総合しごと館 スマイルワーク

スマイルワークでは、県・国・横浜市が連携し、中高年齢者をはじめ、学生・若年者等、さまざまな方の『働きたい!』『働き続けたい!』という相談にワンストップで応えています。

相談内容	相談日 (祝・休日、年末年始を除く)	相談時間	電話
シニア・ジョブスタイル・かながわ	月曜日から土曜日	9時30分から18時 (受付は17時30分まで)	(045)412-4123
マザーズハローワーク横浜	月曜日から金曜日	平日8時30分から17時15分	(045)410-0338
かながわ若者就職支援センター	月曜日から土曜日	9時30分から18時 (受付は17時30分まで)	(045)410-3357
横浜新卒応援ハローワーク	月曜日から金曜日 第1・第3土曜日	平日9時30分から18時 土曜10時から17時	(045)312-9206
ハローワークプラザよこはま ※スマイルワークの総合案内	月曜日から土曜日	平日8時30分から19時 土曜10時から17時	(045)410-1010
よこはま若者サポートステーション	月曜日から土曜日	10時から18時 ※第3月曜日、祝日、年末年始休館 第3月曜日が祝日の場合は第2月曜日が休館 ※令和2年度から支援対象年齢を15歳から49歳まで拡大	(045)290-7234
横浜駅西口総合労働相談コーナー	月曜日から金曜日	11時から18時30分	(045)317-7830

所在地:横浜市西区北幸1-11-15 横浜 ST ビル  
(横浜駅西口徒歩8分)

【URL】 <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/cnt/f420325/>

## ■地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーション「サポステ」では、働くことに悩みを抱えている方に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練、就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。令和2年度から「サポステ・プラス」として、40歳～49歳の方も対象となります。

名称	電話番号	開所時間	最寄り駅
よこはま若者サポートステーション	(045) 290-7234	月曜日から土曜日 10時から18時まで (毎月第3月曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休み。第3月曜日が祝日の場合は第2月曜日がお休み)	「横浜駅」西口から徒歩約7分
新横浜サテライト	(045) 290-7234	月曜日から土曜日 10時から18時まで (毎月第3月曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休み。第3月曜日が祝日の場合は第2月曜日がお休み)	「新横浜駅」7番出口より徒歩約2分
湘南・横浜若者サポートステーション	(0467) 42-0203	月曜日から金曜日 10時から18時まで (年末年始、土曜日、日曜日、祝日はお休み。)	「大船駅」東口から徒歩約5分
コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)	(044) 850-2517	月曜日、火曜日、木曜日から土曜日 10時30分から18時まで (水曜日、日曜日、祝日、年末年始はお休み。)	「武蔵溝ノ口駅」又は「溝の口駅」から徒歩約5分
さがみはら若者サポートステーション	(042) 703-3861	月曜日から金曜日、第2・第4土曜日 8時30分から17時まで (日曜日、祝日、年末年始はお休み。)	「橋本駅」北口から徒歩約1分
神奈川県西部地域若者サポートステーション	(0465) 32-4115	月曜日から金曜日、10時から17時 ※日曜日、祝日、年末年始はお休み ※土曜日は月1回開所	「小田原駅」西口から徒歩約3分
神奈川県央地域若者サポートステーション	(046) 297-3067	月曜日から土曜日 10時から17時 ※日曜日、祝日、年末年始はお休み	「本厚木駅」北口から徒歩約5分

【URL】 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p471988.html>

### 3 仕事のためのスキルを身につけるには？

求職者又は転職を希望する方を対象に、職業に必要な知識、技術・技能を習得する職業訓練を実施している公共の職業能力開発施設をご紹介します。

#### 職業訓練のご案内

##### ■人材育成支援センター

職業能力開発に関する情報提供を行っています。

##### ○職業能力開発に役立つ情報提供

講習会や研修用教材・テキスト等、職業訓練に関する情報を、インターネットで提供しています。

##### ○ハロートレーニング説明会の開催

就職を目指す方々へ、県内の職業訓練（県立総合職業技術校、県立産業技術短期大学校、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部、横浜中央職業訓練校等）のご案内とご説明を行い、就職のための技術・技能の習得を支援します。

（問合せ先） 産業技術短期大学校人材育成支援センター  
（人材育成支援課）  
横浜市旭区中尾 2-4-1  
電話 (045) 363-1234  
FAX (045) 365-6850

【URL】 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bt2/jinzai/>

##### ■東部総合職業技術校二俣川支所

民間の教育訓練機関等に委託し、再就職を希望する皆さんへの職業訓練を実施しています。

##### ○民間教育訓練機関等で実施する訓練

訓練内容や申込方法等については、募集時期に合わせて県内の各ハローワーク等で配布する募集案内をご覧ください。

（問合せ先） 東部総合職業技術校二俣川支所

横浜市旭区中尾 2-4-1

電話 (045) 363-1992

FAX (045) 365-6850

【URL】 [https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xy2/training/itaku\\_k.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xy2/training/itaku_k.html)

##### ■県立総合職業技術校

名称	所在地・電話 ・ホームページ	訓練コース名	訓練 期間
かなテクカレッジ東部 （東部総合職業技術校）	所在地／〒230-0034 横浜市鶴見区寛政町 28-2 電話／045-504-2810 ホームページ／ <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j3c/">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j3c/</a>	機械CAD、溶接・板金、 ケアワーカー、給食調理、 庭園管理サービス、 住環境リノベーション、 ビル設備管理 等全16コース	6か月 から 2年
かなテクカレッジ西部 （西部総合職業技術校）	所在地／〒257-0045 秦野市桜町 2-1-3 電話／0463-80-3002 ホームページ／ <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vx6/kanatech_west/">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vx6/kanatech_west/</a>	溶接・板金、ケアワーカー、 介護調理、建築CAD、 庭園エクステリア施工、 ビルメンテナンス等 全15コース	6か月 から 2年

○県立総合職業技術校への申込方法、費用等については、ホームページでご覧いただくほか、募集期間に合わせて発行される募集案内をご覧ください。

○オープンキャンパスでの個別相談

各校で実施しているオープンキャンパスにおいて、希望者には今後の仕事に必要な訓練や適職等について、個別相談を実施しています。

（問合せ先） 県産業人材課 職業能力開発グループ

電話 (045) 210-5715 FAX (045) 201-6952



### ■横浜市中心職業訓練校

技術を習得し、就職しようとする意欲のある離職中の方を対象とした職業訓練（計8科）を行っています。（20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の親、生活保護受給者を対象とした入校優先枠有り）

詳細については、直接お問合せください。

（問合せ先）

横浜市中区山下町 253 電話 (045) 664-6825 FAX (045) 664-2081

（訓練校ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/koyo-syugyo/shokugyokunren/>

対象者	訓練科目	訓練期間	募集定員 (うち優先枠)	入校時期
離職中の求職者 (ひとり親家庭の親、生活保護受給者の優先枠あり)	機械 CAD 科	6 か月	20 人 (10 人)	4、10 月
	IT・Web プログラミング 科	3 か月	30 人 (3 人)	5、9、12 月
	OA 経理科 (中級)	3 か月	30 人 (3 人)	5、9、12 月
	医療・調剤事務 OA 科	3 か月	30 人 (3 人)	5、9、12 月
	介護総合科	3 か月	30 人 (3 人)	5、9、12 月
	OA 経理科 (初級)	3 か月	20 人 (10 人)	4、7、12 月
	医療・介護事務 OA 科	3 か月	20 人 (15 人)	4、7、12 月
パソコン実務科	2 か月	20 人 (8 人)	4、7、10、1 月	

## 4 起業・創業を目指すには？

中小企業診断士を中心に、経営相談、金融相談等様々な相談に応じています。

また、後継者をお探しの事業者の方と創業希望者とのマッチングを支援する、登録制の仕組みがあります。

### ■（公財）神奈川県産業振興センター

県域の総合的な中小企業支援機関として、経営課題の解決に向けワンストップによる相談や経営専門家の派遣を行うとともに、販路開拓やビジネスプランの事業化支援等企業経営に対する各種の支援を行っています。

名称	所在地	電話
（公財）神奈川県産業振興センター 経営総合相談課	〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-80	(045) 633-5200

【URL】 <https://www.kipc.or.jp/>

### ■神奈川県後継者バンク

神奈川県後継者バンクは、後継者不在で事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者と起業家（創業希望者）とのマッチングを支援する、登録制の仕組みです。起業家の方の神奈川県後継者バンクへのご登録にあたっては、創業塾を受講している等、創業の準備をしていることが必要です。お気軽に、神奈川県事業引継ぎ支援センターにお問合せください。

（問合せ先）（公財）神奈川県産業振興センター

「神奈川県事業引継ぎ支援センター」

電話 (045) 633-5061

【URL】 <https://www.kipc.or.jp/>

## 5 公的制度の内容を知るには？

### 雇用保険制度

雇用保険は、農林水産業の一部を除き、すべての産業を適用対象としています。適用事業所に雇用されている労働者は、原則としてすべて被保険者となります。

ただし、4か月以内の期間を定めて雇用される季節労働者等は除かれます。

雇用保険制度の詳細については、ご住所を管轄するハローワークにお問合せください。

#### ■ 求職者給付

[一般被保険者の求職者給付]

##### ・ 基本手当

(受給できる資格)

失業(ここでの失業とは、就労の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいいます)した場合に、原則として離職の日以前2年間(特定受給資格者及び特定理由離職者は1年間に、被保険者期間が通算して12か月(特定受給資格者及び特定理由離職者は6か月)以上であったときに手続きができます。詳細については、ご住所を管轄するハローワークにお問合せください。

##### (失業の認定)

基本手当は、受給資格者が失業している日について支給されます。

失業の認定を受けるには、離職後、ご住所を管轄するハローワークに離職票等必要書類等を持参し、受給資格の決定を受けた後、定められた失業認定日(原則として4週間に1回)に、求職活動の実績等を「失業認定申告書」に記入し、受給資格者証を添えて提出しなければなりません。

##### (基本手当の日額)

基本手当の日額は、算定対象期間において被保険者期間として計算された最後の6か月間に支払われた賃金(臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。)の総額を180で除した賃金日額に一定の率(原則として80/100から50/100、離職の日に60歳以上65歳未満の受給資格者は80/100から45/100)を乗じた金額となっています。

基本手当の日額は年齢区分ごとに次のとおり上限額が定められています。

(令和2年8月1日現在)

年齢区分	賃金日額	基本手当日額上限額
30歳未満	13,700円	6,850円
30歳以上45歳未満	15,210円	7,605円
45歳以上60歳未満	16,740円	8,370円
60歳以上65歳未満	15,970円	7,186円
65歳以上	13,700円	6,850円

##### (受給できる期間、受給期間の延長)

離職の日の翌日から1年の間に支給されます。

ただし、その1年の間に、病気、けが、妊娠、出産、育児等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない方は、職業に就くことができない日数(3年を限度)を加算することができます。

受給期間延長の申出は、引き続き30日以上職業に就くことができなくなった日の翌日から手続きができます。

受給期間延長申請書等に受給資格者証等を添えて、管轄のハローワークに提出します。

また、離職が60歳以上の定年に達したこと、60歳以上の定年に達した後、再雇用等により一定期限まで引き続き雇用されることとなっていて当該期限が到来したことによる方が、離職後一定の期間、求職の申込みをしないことを希望する場合に、当該一定の期間(1年を限度)を加算することができます。

受給期間延長の申出は、離職の日の翌日から起算して2か月以内に、

受給期間延長申請書に離職票-2を添え、管轄のハローワークに提出します。

なお、基本手当は、受給資格者が離職後最初にハローワークに求職の申込みをした日以後に、失業している日が通算して7日（「待期」といいます。）に満たない間は支給されません。

**（支給される日数）**

受給できる期間内の失業している日について、次の所定給付日数に相当する日数分を限度として支給されます。

なお、ハローワーク所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に公共職業訓練等を受ける期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を受給することができます。

**【離職状況別の所定給付日数】**

**1 2、3以外の方（自己都合、定年等の離職者）**

被保険者であった期間 離職した日の年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
年齢を問わず	90日	120日	150日

**2 特定受給資格者及び特定理由離職者（一部を除く）（倒産、解雇等による離職者）**

被保険者であった 期間 離職した日の年齢	被保険者の区分				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満	90日	120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満	90日	150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

**3 就職困難な受給資格者（身体障害者等）**

被保険者であった期間 離職した日の年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満	150日	360日

※手続きが遅くなると上表どおりの受給ができない場合があります。

**【高年齢求職者給付金】**

**（支給の要件）**

65歳に達した日以後の日に雇用されている被保険者が失業した場合、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あったときに手続きができます。（ここでの失業とは、就労の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいいます。）

**（支給される額）**

高年齢求職者給付金の額は、基本手当の日額に相当する額に、次の表に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、各区分の日数を乗じた金額となっています。

被保険者であった期間	高年齢継続 被保険者
1年未満	30日
1年以上	50日

**（支給申請）**

ご住所を管轄するハローワークに離職票等必要書類等を持参し、受給資格の決定を受けた後、失業の認定日に認定を受ける必要があります。

※失業の認定日から受給期間満了日（離職の日の翌日から起算して1年を経過する日）までの日数が上の表の日数に満たない場合には、失業の認定日から受給期間満了日までの日数分の支給となります。

## ■就職促進給付

### [再就職手当]

#### (支給の要件)

受給資格者が安定した職業に就いた場合や一定の要件のもとに事業を開始したときで、次のいずれにも当てはまる場合に支給されます。

- 1 就職日の前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上であること。
- 2 1年を超えて引き続き雇用されることが確実である安定した職業に就いたこと、又は事業(当該事業により当該受給資格者が自立することができるものと認められるものに限る。)を開始したこと。
- 3 「待期」が経過した後、就職したものであること。
- 4 受給資格に係る離職理由により「給付制限」を受けた場合、「待期」満了後1か月間については、ハローワーク又は厚生労働大臣の許可、届出を受けた職業紹介事業者の紹介により就職したものであること。  
同様に、「給付制限」を受けた方が事業を開始した場合には、その開始日(準備開始日)が「待期」満了後1か月を経過したものであること。
- 5 過去3年以内の就職について、「再就職手当」又は「常用就職支度手当」の支給を受けたことがないこと。
- 6 離職前の事業主(関連事業主を含む)への就職ではないこと。
- 7 求職申込みを行い、受給資格者であることの確認を受けた日より前に雇用を約束した事業主への就職ではないこと。
- 8 雇用保険の被保険者資格を取得していること(雇用保険に加入できる雇用条件で働いていること)。

#### (支給される額)

再就職手当 支給残日数が所定給付日数の2/3以上の場合  
基本手当日額×(支給残日数×0.7)

支給残日数が所定給付日数の1/3以上の場合  
基本手当日額×(支給残日数×0.6)

※ただし、基本手当日額が6,195円(60歳以上65歳未満の方は5,013円)を超える場合は、この金額が上限となります。

#### (支給申請)

職業に就いた日の翌日から1か月以内に、再就職手当支給申請書に、受給資格者証を添えて管轄のハローワークに提出してください。

### [就業促進定着手当]

#### (支給の要件)

早期に再就職をして再就職手当の支給を受けた方が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用された場合において、次のいずれにも当てはまる場合に支給されます。

- 1 再就職手当の支給を受けていること。
- 2 再就職手当の支給を受けた再就職の日から、同じ事業主に引き続き6か月以上雇用されていること。(事業を開始されたことで再就職手当が支給された場合は、この手当の支給は受けられません。)
- 3 再就職手当の支給を受けた再就職の日から6か月間に支払われた賃金額の1日分の額が、離職前の賃金日額を下回ること。

#### (支給される額)

(離職前の賃金日額－再就職後6か月間の賃金1日分の額)×再就職後6か月間の賃金の支払基礎となった日数

ただし、次のとおり上限額があります。

上限額:基本手当日額(※1)×基本手当の支給残日数に相当する日数  
(※2)×30%(※3)

※1 基本手当日額にも再就職手当と同様の上限額があります。

※2 再就職手当の給付を受ける前の支給残日数です。

※3 再就職手当の支給率が60%の場合は、40%になります。

### (支給申請)

就職日から6か月経過した日の翌日から2か月以内に、就業促進定着手当支給申請書に受給資格者証、関係書類(出勤簿、賃金台帳の写し)を添えて管轄のハローワークに提出してください。

### [就業手当]

#### (支給の要件)

短期雇用等、安定した職業に就いたものでない(再就職手当の支給対象にならない)場合において、次のいずれにも当てはまる場合に支給されます。

- 1 就業日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上であること。
- 2 臨時的な就労・就職であること。
- 3 「待期」が経過した後の就業であること。
- 4 受給資格に係る離職理由により「給付制限」を受けた場合、「待期」満了後1か月についてはハローワーク又は厚生労働大臣の許可、届出を受けた職業紹介事業者の紹介により就業したものであること。
- 5 離職前の事業主(関連事業主を含む)への就業でないこと。
- 6 求職申込みを行い、受給資格者であることの確認を受けた日より前に雇い入れを約束した事業主への就業でないこと。

#### (支給される額)

(基本手当日額×0.3)×支給対象日数

ただし、1日あたりの支給上限額は1,858円(60歳以上65歳未満の方は1,503円)となります。

また、就業手当を支給した日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなされます。

#### (支給申請)

所定の認定日に来所し、就業手当支給申請書に、失業認定申告書と受給資格者証を添えて管轄のハローワークに提出してください。

### [常用就職支度手当]

#### (支給の要件)

就職日に、45歳以上であり労働施策総合推進法等にもとづく再就職援助計画等の対象となる方、又は障害者等就職が困難な方等が、待期間又は給付制限期間が経過し基本手当を受給中に、ハローワーク又は厚生労働大臣の許可を受けた職業紹介事業者の紹介により安定した職業に就いた場合で、次のいずれにも当てはまる場合に支給されます。

- 1 就職日において、原則として支給残日数があり、再就職手当の支給を受けることができる支給残日数がないこと。
- 2 再就職先の雇用期間が1年以上であることが確実であること。
- 3 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
- 4 雇用保険適用事業主に雇用され、雇用保険一般被保険者の資格が取得できるものであること。
- 5 過去3年以内の就職について、「再就職手当」又は「常用就職支度手当」の支給を受けたことがないこと。
- 6 常用就職支度手当の申請の対象となった就職のあと、離職していないこと。

#### (支給される額)

- ア 支給残日数が90日以上の場合  
・基本手当日額の36日分(90日×0.4)
- イ 支給残日数が45日以上90日未満の場合  
・基本手当日額×支給残日数×0.4
- ウ 支給残日数が45日未満の場合  
・基本手当日額の18日分(45日×0.4)

※ただし、基本手当日額が6,195円(60歳以上65歳未満の方は5,013円)を超える場合は、この金額が上限となります。

※所定給付日数が270日以上を受給資格者は、支給残日数にかかわらず、上記「(支給される額)ア 支給残日数が90日以上の場合」の方と同様になります。

### (支給申請)

就職した日の翌日から1か月以内に、常用就職支度手当支給申請書に受給資格者証を添えて管轄のハローワークに提出してください。

### ■教育訓練給付

働く人の能力開発を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした給付制度です。教育訓練経費として必要な入学費、受講料、教科書代等を対象に、教育訓練給付金が支給されます。

### (支給の要件)

- 1 雇用保険の被保険者(在職者)又は被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、修了していること。(離職後1年以内に受講開始日があること。)
- 2 受講開始日において被保険者であった期間が通算して3年以上あること。  
(ただし、初めて支給を受けようとする場合は1年以上)
- 3 過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係わる教育訓練を開始してから、被保険者期間が3年以上ある日以降に受講を開始していること。  
※受講した講座が、受講開始日時点で厚生労働大臣の指定期間内にあることが必要です。

### (支給される額)

教育訓練施設に支払った訓練経費の20%に相当する額。  
ただし、支給額の上限は10万円。  
※教育訓練施設や事業所から経費の還付・補助を受けた場合は、これを除いた額が対象となります。  
※支給金額が4千円を超えない場合は、支給されません。

### (支給申請)

教育訓練を修了した日の翌日から1か月以内に、必要な書類(教育訓練給付金支給申請書、教育訓練修了証明書、領収書、本人の住所確認書類、

雇用保険被保険者証(受給資格者証でも可))を添えて、ご住所を管轄するハローワークに提出してください。

### ■高齢雇用継続給付

在職者を対象とする給付金です。60歳から65歳未満の被保険者の方で、原則として60歳時点の75%未満の賃金で雇用されている方に支給されます。

この給付には、基本手当を受給しない方を対象とする「高齢雇用継続基本給付金」と、基本手当を受給し再就職した方を対象とする「高齢再就職給付金」があります。

### (支給の要件)

- 次のすべてを満たすことが必要です。
- 1 60歳以上65歳未満の一般被保険者であること。
  - 2 被保険者であった期間が通算して5年以上あること。
  - 3 原則として60歳時点と比較して、60歳以後の賃金が60歳時点の75%未満となっていること。
  - 4 高齢再就職給付金については、再就職の前日に基本手当の支給残日数が100日以上あり、1年を超える雇用見込みがあること。

※高齢再就職給付金の支給を受けることができる方が、同一の就職について再就職手当を受けることができる場合は、どちらかの給付金を本人に選択していただきます。

### (支給を受けることができる期間)

#### ①高齢雇用継続基本給付金

被保険者が60歳に到達した月から65歳になる月までですが、各暦月の初日から末日まで被保険者であることが必要です。

#### ②高齢再就職給付金

再就職した日の前日における支給残日数が200日以上の場合は、再就職日の翌日から2年を経過する日の属する月までとなり、100日以上200日未満の場合は同様に1年となりますが、各暦月の初日から末日まで被保

険者であることが必要です。ただし、被保険者が65歳に達した場合は、その期間にかかわらず、65歳に達した月までとなります。

### （支給される額）

支給額は、各支給対象月ごとに、その月に支払われた賃金の「低下率」に応じて、定められた計算式により算定されますが、「みなし賃金」や「支給限度額」等により減額されたり、支給がされない場合もあります。具体的な支給額は、ハローワークにお問合せください。

※支給対象月に支払われた賃金が365,114円以上の場合は、支給されません。支給対象月に支払われた賃金額と、算定された支給額の合計が365,114円を超える場合は365,114円からその賃金額を差し引いた額が支給されます。

※算定された支給額が低額である場合に、支給がされなくなる場合があります。算定額が2,000円以下のときは支給されません。

※以上は、令和2年8月1日時点の額です。

### （支給申請）

それぞれの支給を受けるためには、事業主又は被保険者が事業所を管轄するハローワークに支給申請書を提出してください。できるだけ事業主の方が提出するようにしてください。

高年齢雇用継続基本給付金の初回支給申請時には、高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書（払渡希望金融機関指定届欄も記入）、雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書、その他（賃金台帳・出勤簿・年齢を確認できる書類等）を提出してください。

具体的な手続きについては、事業所を管轄するハローワークにお問合せください。

## 公的年金制度

公的年金は、20歳以上の学生、自営業や会社員とその配偶者等、日本国内に住むすべての方を加入対象として、共通の基礎年金を支給する「国民年金」と、会社員や公務員等を加入対象として、基礎年金に上乗せして報酬比例の年金を支給する「厚生年金」で構成されており、高齢になったら老齢年金、病気や事故等で障害が残ったら障害年金、また生計を維持している方が死亡したときは遺族年金が受けられるようになっております。

今回はその中の、老齢基礎年金・老齢厚生年金について紹介します。

### 1. 老齢基礎年金

#### （1）受給資格および受給可能年齢

老齢基礎年金は、原則として保険料納付期間及び保険料免除期間等が10年以上（平成29年7月までは25年以上）ある方が、65歳に達した時に受け取ることができます。

なお、65歳という受給開始年齢は、繰上げ受給の請求をすると、60歳以上65歳未満までの希望をする月まで繰上げて受け取ることができます。ただし、繰上げ受給の請求をすると、一定の割合で減額された年金を受給することとなります。

また、繰下げ受給の申出をすると、66歳以降70歳までの希望する月まで繰下げて受け取ることができます。繰下げ受給の請求をすると、一定の割合で増額された年金を受給することとなります。

#### （2）年金額の計算

20歳から60歳になるまで（加入可能年数40年）保険料をすべて納めると、満額受給できます。令和元年度の満額は781,700円（月額65,141円）となっており、納付月数や免除月数に応じて、次のとおり算出します。

$$781,700 \text{円} \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + \left[ \left( \frac{\text{全額免除月数}}{\times 4/8} \right) + \left( \frac{\text{4分の1納付月数}}{\times 5/8} \right) + \left( \frac{\text{半額納付月数}}{\times 6/8} \right) + \left( \frac{\text{4分の3納付月数}}{\times 7/8} \right) \right]}{\text{加入可能年数 (原則 40年)} \times 12 \text{月} \quad \text{※2}} \quad \text{※1}$$

※1 平成21年3月以前の期間については、

$$\left( \left( \frac{\text{全額免除月数}}{\times 2/6} \right) + \left( \frac{4 \text{ 分の } 1 \text{ 納付月数}}{\times 3/6} \right) + \left( \frac{\text{半額納付月数}}{\times 4/6} \right) + \left( \frac{4 \text{ 分の } 3 \text{ 納付月数}}{\times 5/6} \right) \right)$$

で計算します。

※2 加入可能年数については、大正15年4月2日から昭和2年4月1日までに生まれた方は25年、以降昭和16年4月1日までに生まれた方は生年月日に応じて26年から39年、昭和16年4月2日以降に生まれた方は40年となります。

## 2. 老齢厚生年金

老齢厚生年金は厚生年金保険から支給される老齢給付のことですが、老齢厚生年金の中には、

- ①60歳代前半(60歳から65歳になるまで)の「特別支給の老齢厚生年金」
  - ②65歳からの本来の「老齢厚生年金」
- の2種類があります。

老齢厚生年金は、保険料を納めてきた期間と給与・賞与によって年金額が決まります。

### ○60歳代前半(60歳から65歳になるまで)の特別支給の老齢厚生年金

#### (1) 受給資格

厚生年金保険の加入期間(共済組合加入分も含む)が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方に、60歳から65歳になるまでの間、特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分・定額部分)を受け取ることができます。

特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢は、男性・女性ともに生年月日によって以下のとおり、段階的に引き上げられています。

- ① 昭和16年4月1日以前に生まれた男性または昭和21年4月1日以前に生まれた女性は、60歳時から報酬比例部分及び定額部分を受け取ることができます。

定額部分の受給開始年齢引き上げ前(カッコ内は女性の場合)

昭和16(21)年4月1日以前生まれの方

- ② 昭和16年4月2日以降から昭和24年4月1日以前に生まれた男性または昭和21年4月2日以降から昭和29年4月1日以前に生まれた女性は、60歳から支給される報酬比例部分と、次の表のとおり、段階的に引き上げられる定額部分を受け取ることができます。

定額部分の受給開始年齢の引き上げ(カッコ内は女性の場合)

生年月日	受給開始年齢
昭和16(21)年4月2日から昭和18(23)年4月1日	61歳
昭和18(23)年4月2日から昭和20(25)年4月1日	62歳
昭和20(25)年4月2日から昭和22(27)年4月1日	63歳
昭和22(27)年4月2日から昭和24(29)年4月1日	64歳

- ③ 昭和24年4月2日以降から昭和28年4月1日以前に生まれた男性または、昭和29年4月2日以降から昭和33年4月1日以前に生まれた女性は、60歳から報酬比例部分だけを受け取ることができます。

報酬比例部分の受給開始年齢引き上げ前(カッコ内は女性の場合)

昭和24(29)年4月2日から昭和28(33)年4月1日生まれの方

- ④ 昭和28年4月2日以降から昭和36年4月1日以前に生まれた男性または、昭和33年4月2日以降から昭和41年4月1日以前に生まれた女性は、次の表のとおり、段階的に引き上げられる報酬比例部分を受け取ることができます。

報酬比例部分の受給開始年齢の引き上げ(カッコ内は女性の場合)

生年月日	受給開始年齢
昭和28(33)年4月2日から昭和30(35)年4月1日	61歳
昭和30(35)年4月2日から昭和32(37)年4月1日	62歳
昭和32(37)年4月2日から昭和34(39)年4月1日	63歳
昭和34(39)年4月2日から昭和36(41)年4月1日	64歳



- ⑤ 昭和36年4月2日以降に生まれた男性または昭和41年4月2日以降に生まれた女性は、65歳から老齢厚生年金（報酬比例の年金）を受け取ることができます。

## （2）年金額の計算

特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分・定額部分・加給年金額）の計算式は次のとおりです。

- ① 報酬比例部分：過去の報酬等に応じて決まります。

報酬比例部分＝平均標準報酬月額（※1）×乗率（生年月日により9.5/1000から7.125/1000）×平成15年3月までの加入月数  
 ＋平均標準報酬額（※2）×乗率（生年月日により7.308/1000から5.481/1000）×平成15年4月以降の加入月数

### ・従前額の保障

次の計算式によって計算した額が、前の式で計算した額を上回る場合は、次の計算式で計算した額が報酬比例部分の額となります。

報酬比例部分＝{平均標準報酬月額（※1）×乗率（生年月日により10/1000から7.5/1000）×平成15年3月までの被保険者期間の月数  
 ＋平均標準報酬額（※2）×乗率（生年月日により7.692/1000から5.769/1000）×平成15年4月以降の被保険者期間の月数}×1.002（昭和13年4月2日以降生まれの方は1.000）

### ※1 平均標準報酬月額

平成15年3月までの被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額の総額を平成15年3月までの被保険者期間の月数で除して得た額

### ※2 平均標準報酬額

平成15年4月以降の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を平成15年4月以降の被保険者期間の月数で除して得た額（賞与を含めた平均月収）です。

- ② 定額部分：加入期間の長さ等に応じて決まります。

定額部分＝1,630円（単価）×生年月日に応じた率（1から1.875）×厚生年金の加入月数（注）

（注）

定額部分の年金額を計算するうえで、厚生年金の加入月数に上限があり生年月日に応じて次のとおりとなります。

昭和9年4月2日から昭和19年4月1日生まれ…444月（37年）  
 昭和19年4月2日から昭和20年4月1日生まれ…456月（38年）  
 昭和20年4月2日から昭和21年4月1日生まれ…468月（39年）  
 昭和21年4月2日以降生まれ……………480月（40年）

## ③ 加給年金額

厚生年金保険と共済組合等の被保険者期間を合わせて20年以上の方が、特別支給の老齢厚生年金（定額部分）または65歳からの老齢厚生年金・老齢基礎年金を受け取るようになった時に、その方に生計を維持されている「65歳未満の配偶者」「18歳到達年度末までの子」または、「20歳未満で障害等級の1・2級に該当する障害の状態にある子」がいれば次のとおり加給年金が加算されます。

・配偶者 224,900円、第2子まで1人 224,900円、第3子以降は1人 75,000円

ただし、加給年金額の対象となる配偶者が、老齢厚生（退職共済）年金を受け取っているまたは障害年金を受け取っている間は、配偶者の加給年金額は支給停止されます。

なお、昭和9年4月2日以降に生まれた受給権者には、配偶者の加給年金額にさらに特別加算額が次の表のとおり加算されます。

配偶者加給年金額の特別加算額

受給権者の生年月日	配偶者の加給年金額	配偶者特別加算額	合計
平成9年4月1日以前	224,900円	0円	224,900円
昭和9年4月2日から 昭和15年4月1日	224,900円	33,200円	258,100円
昭和15年4月2日から 昭和16年4月1日	224,900円	66,400円	291,300円

昭和 16 年 4 月 2 日から 昭和 17 年 4 月 1 日	224,900 円	99,600 円	324,500 円
昭和 17 年 4 月 2 日から 昭和 18 年 4 月 1 日	224,900 円	132,700 円	357,600 円
昭和 18 年 4 月 2 日以降	224,900 円	166,000 円	390,900 円

### (3) 在職中の年金額

60 歳以上 65 歳未満の方で、厚生年金保険に加入しながら、特別支給の老齢厚生年金を受け取る時は、基本月額(※1)と総報酬月額相当額(※2)に応じ、年金額が(一部または全部)支給停止となる場合があります。毎月の支給停止額の計算式は次のとおりです。

※1 基本月額…加給年金を除いた年金額(年額)を12で割った額(月額)。日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金を受け取っている場合は、全ての老齢厚生年金(退職共済年金)を合わせた金額を12で割った額。

※2 総報酬月額相当額…毎月の賃金(標準報酬月額)+直近1年間の賞与(標準賞与額)の合計を12で割った額

①基本月額と総報酬月額相当額の合計が28万円以下のとき

支給停止額 = 0円(全額支給)

②基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円以下のとき

支給停止額 = (総報酬月額相当額+基本月額-28万円) × 1/2

③基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき

支給停止額 = (47万円+基本月額-28万円) × 1/2 +  
(総報酬月額相当額-47万円)

④基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円以下のとき

支給停止額 = 総報酬月額相当額 × 1/2

⑤基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき

支給停止額 = (47万円 × 1/2) + (総報酬月額相当額 - 47万円)

### (4) 雇用保険法の基本手当(失業給付)を受ける場合

65歳までの特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができる方が、雇用保険法の基本手当(失業給付)を受ける場合、求職の申込みを行った日の属する月の翌月から失業給付の受給期間が経過した日の属する月または所定給付日数を受け終わった日の属する月までの間、年金が全額支給停止となります。

### (5) 雇用保険法の高年齢雇用継続給付を受ける場合

65歳までの特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができる方が、雇用保険法の高年齢雇用継続給付を受ける場合、在職による年金の支給停止に加え、標準報酬月額の6%を上限として年金の一部が支給停止となります。

## ○65歳からの老齢厚生年金

### (1) 受給資格

老齢基礎年金の受給資格を満たしている方で、厚生年金保険に1か月以上加入している場合に、老齢基礎年金に上乗せして受け取ることができます。

### (2) 年金額の計算

特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分と同じ計算式です。

加給年金については、65歳以降も加給年金額の対象者がいる場合は受け取ることができます。

なお、特別支給の老齢厚生年金の「定額部分」に代わり、65歳から「老齢基礎年金」を受け取ることになりますが、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の方が、老齢基礎年金より高額となるため、その差額分の年金額を補うため「経過的加算額」が老齢厚生年金に加算されます。

### (3) 在職中の年金額

65歳以降の方で、老齢厚生年金を受け取りながら厚生年金保険に加入している場合は、基本月額(※1)と総報酬月額相当額(※2)に応じて年金額が(一部または全部)支給停止される場合があります。毎月の支給停止額の計算式は次のとおりです。

なお、老齢基礎年金は65歳以降に厚生年金保険に加入していても全額支給されます。

※1 基本月額…加給年金を除いた老齢厚生年金額(年額)を12で割った額(月額)。日本年金機構と共済組合等から複数の老齢厚生年金を受け取っている場合は、全ての老齢厚生年金(退職共済年金)を合わせた金額を12で割った額。

※2 総報酬月額相当額…毎月の賃金(標準報酬月額)＋直近1年間の賞与(標準賞与額)の合計を12で割った額。

①基本月額と総報酬月額相当額の合計が47万円以下の場合  
支給停止額 = 0円(全額支給)

②基本月額と総報酬月額相当額の合計が47万円を超える場合  
支給停止額 = (基本月額＋総報酬月額相当額－47万円) × 1/2

### (4) 70歳以上の在職中の老齢厚生年金

70歳以降も給与・賞与と老齢厚生年金の合計額に応じて、次の要件に該当する方は、老齢厚生年金が(一部または全部)支給停止される場合があります。支給停止の計算式は、65歳以降の方と同じとなります。

ただし、厚生年金保険の被保険者とはなりませんので厚生年金保険料の負担はありません。

次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- ①厚生年金保険の適用事業所に勤務されている方。短時間就労者については、就業規則や雇用契約等で定められた勤務日数および勤務時間がそれぞれ一般の従業員の4分の3以上の方
- ②過去に厚生年金保険(共済組合を含む)の被保険者期間がある方

### ○県内年金事務所及び街角年金相談センター一覧

所名	所在地	電話	所管区域
鶴見	〒230-8555 横浜市鶴見区鶴見中央4-33-5 TG鶴見ビル2・4階	(045) 521-2641	横浜市(鶴見区・ 神奈川区)
港北	〒222-8555 横浜市港北区大豆戸町515	(045) 546-8888	横浜市(港北区・ 緑区・青葉区・都筑区)
街角の年金相談 センター新横浜 (オフィス)	〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル3階	(045) 620-9741	(お電話による年金 相談は受け付けてお りません)
横浜中	〒231-0012 横浜市中区相生町2-28	(045) 641-7501	横浜市(西区・中区)
街角の年金相談 センター横浜	〒220-0011 横浜市西区高島2-19-12 スカイビル18階	(045) 451-5712	(お電話による年金 相談は受け付けてお りません)
横浜西	〒244-8580 横浜市戸塚区川上町87-1 ウエルストン1ビル2階	(045) 820-6655	横浜市(保土ヶ谷区・ 戸塚区・旭区・ 瀬谷区・栄区・泉区)
街角の年金相談 センター戸塚	〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町498-11 第5吉本ビル3階	(045) 861-7744	(お電話による年金 相談は受け付けてお りません)
横浜南	〒232-8585 横浜市南区宿町2-51	(045) 742-5511	横浜市(南区・ 磯子区・金沢区・ 港南区)
川崎	〒210-8510 川崎市川崎区宮前町12-17	(044) 233-0181	川崎市(川崎区・幸区)
高津	〒213-8567 川崎市高津区久本1-3-2	(044) 888-0111	川崎市(中原区・ 高津区・多摩区、 宮前区・麻生区)

街角の年金相談 センター溝ノ口	〒213-0001 川崎市高津区溝ノ口 1-3-1 ノクティプラザ 110 階	(044) 850-2133	(お電話による年金 相談は受け付けてお りません)
平塚	〒254-8563 平塚市八重咲町 8-2	(0463) 22-1515	平塚市・秦野市・ 伊勢原市・中郡
厚木	〒243-8688 厚木市栄町 1-10-3	(046) 223-7171	厚木市・海老名市・ 座間市・綾瀬市・ 愛甲郡
街角の年金相談 センター厚木 (オフィス)	〒243-0018 厚木市中町 3-11-18 MY 厚木ビル 6 階	(046) 297-3481	(お電話による年金 相談は受け付けてお りません)
相模原	〒252-0388 相模原市南区相模大野 6-6-6	(042) 745-8101	相模原市・大和市
街角の年金相談 センター 相模大野	〒252-0303 相模原市南区相模大野 3-8-1 小田急相模大野 ステーションビル 1 階	(042) 701-8515	(お電話による年金 相談は受け付けてお りません)
小田原	〒250-8585 小田原市浜町 1-1-47	(0465) 22-1391	小田原市・ 南足柄市・足柄上郡・ 足柄下郡
横須賀	〒238-8555 横須賀市米が浜通 1-4 Flors 横須賀	(046) 827-1251	横須賀市・逗子市・ 三浦市・三浦郡
藤沢	〒251-8586 藤沢市藤沢 1018	(0466) 50-1151	藤沢市・鎌倉市・ 茅ヶ崎市・高座郡
街角の年金相談 センター藤沢 (オフィス)	〒251-0052 藤沢市藤沢 496 藤沢森井ビル 6 階	(0466) 55-2280	(お電話による年金 相談は受け付けてお りません)

※個人のお客様の年金相談は、全国どこの年金事務所でもお受けできます。

◎年金相談・お手続きの際は、予約相談をご利用ください。

ご予約いただきますと、

①お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます。

②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

○予約の申込みは「予約受付専用電話」へお願いします。

電話番号 (0570) 05-4890

※050 から始まる電話でおかけになる場合は (03) 6631-7521 へ  
お電話ください。

受付時間 月曜日から金曜日(平日) 午前 8:30 から午後 5:15

※土日祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

- ・予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
- ・ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備  
ください。
- ・お近くの年金事務所でも受付しています。

◎ねんきんネットのご利用について

「ねんきんネット」はインターネットを通じてご自身の年金情報を手軽  
に確認できるサービスです。

「ねんきんネット」でできること

①ご自身の年金記録の確認

②将来の年金見込額の試算

③電子版「ねんきん定期便」の閲覧

④日本年金機構から郵送される各種通知書の確認や再交付申請  
など

○是非この機会に利用登録してみませんか。

詳しくは、「[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)」

または、「ねんきんネット」で検索してください。

※登録の際に基礎年金番号が必要となります。

**“求人企業を探すために、インターネットを利用しましょう！”**

ハローワークインターネットサービスや、インターネットで直接求人発信している企業も増えています。また、民間の人材紹介会社や転職情報誌を発行する会社が求人サイトを運営している場合等、利用の機会は広がっています。

1. 雇用保険等の制度の概要や、ハローワーク等国の労働関係機関等について調べることができます。

**○神奈川労働局ホームページ**

【URL】 <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>

**○厚生労働省ホームページ**

【URL】 <https://www.mhlw.go.jp/>

2. インターネットでお仕事探しができます。

**○ハローワークインターネットサービス**

【URL】 <https://www.hellowork.go.jp/>

3. 社会福祉施設の職員採用に関する求人情報を、インターネットで検索することができます。

**○福祉のお仕事**

【URL】 <https://www.fukushi-work.jp/>

このほかにもたくさんの情報があります。  
いろいろ検索してみましょう。

**■「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」について**

高齢者雇用安定法が改正になり、65歳までの高齢者雇用確保措置を講じることが義務化されています。

**「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正について**

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（以下、「法」とする。）が改正され、平成25年4月1日から施行されました。

この改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止、継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大（グループ企業まで拡大）等を内容としています。

※定年の65歳への引上げを義務付けるものではありません。65歳未満の定年を定めている事業主の方々は、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入または定年の廃止のいずれかの措置を講じなければならないとされています（法9条）。

※高齢者雇用安定法が改正され、令和3年4月1日から、70歳までの高齢者就業確保措置が努力義務化されます。